

「学校いじめ防止基本方針」

令和5年7月改訂

北海道遠軽高等学校定時制

1 「学校いじめ防止基本方針」策定に係る「基本理念」

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう教育相談の充実を図り、いじめが「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを生徒が理解できるようにすること。
- (3) 学校がいじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、改善を図ること。
- (4) 学校がいじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努めること。
- (5) 学校や家庭、地域社会など、すべての関係者と連携を図り、いじめ問題を克服に努める。
- (6) 全ての生徒が交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができるようにする。

2 いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ア 誰もがいじめの被害者にも加害者にも成りえることを踏まえ、事案に応じて適切対応すること
 - (ア) 多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。
 - (イ) トラブルが起きたが互いに解決した場合は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応をする。このような場合でも「いじめ」に該当するため、いじめ対策委員会で情報共有して対応する。
- イ 生徒の発達段階や、配慮が必要な生徒に対して適切に支援を行うこと
 - (ア) 「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等、特に配慮が必要な生徒について、実態を踏まえて配慮するするとともに適切な支援を行う。

ウ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること

(ア) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(イ) ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

3 いじめの基本認識

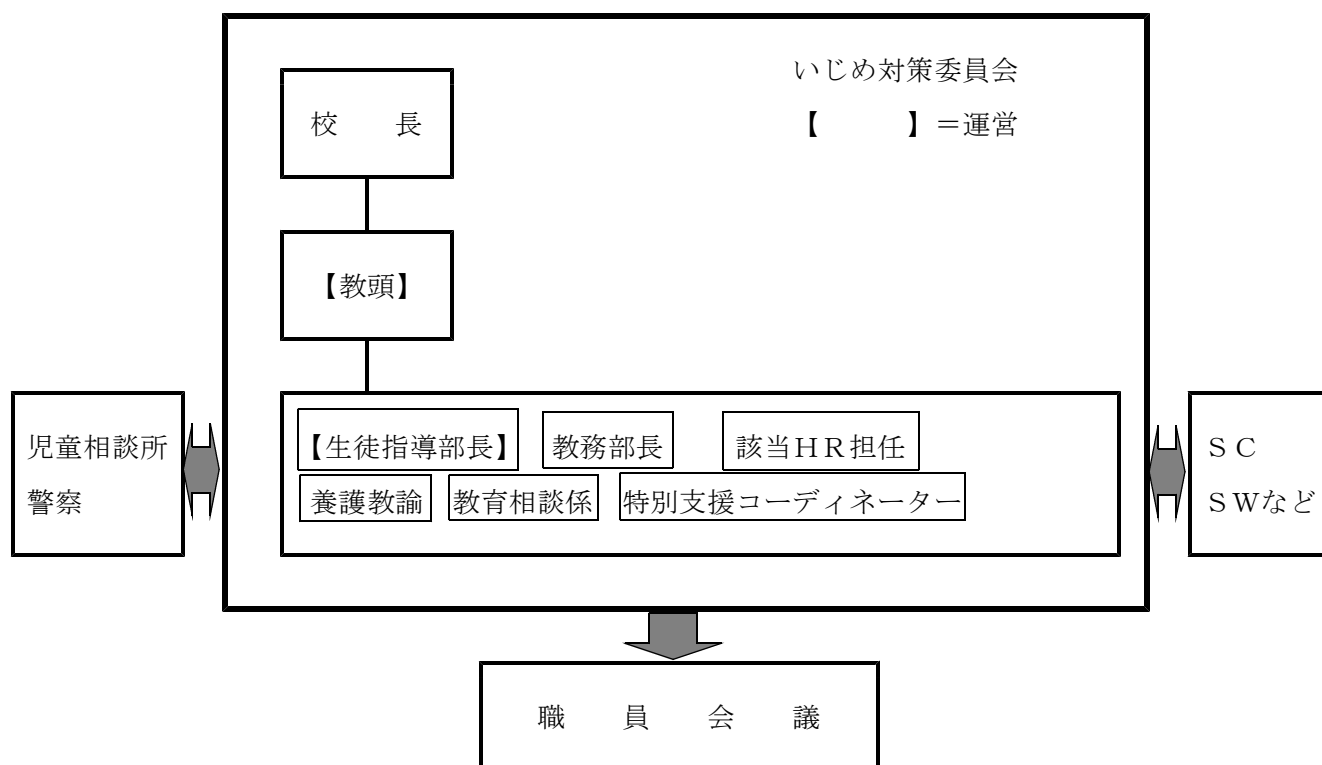
- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものであるという認識に立つこと。
- (2) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- (3) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- (4) いじめは学校の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会等のすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題であること。

4 いじめ防止のための組織と役割

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

教頭、生徒指導部を中心に、教務部長、該当HR担任、養護教諭、関係教諭等によって構成する。委員会の運営は教頭と生徒指導部長が行う。

【組織図】



(2) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策の検証と改善策の検討する。

イ いじめの未然防止

「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりに努める。

ウ いじめの早期発見・早期対応

正確な事実の把握と問題解決に向けた指導・支援体制を組織する。

エ 関係機関との連携

事案に応じてスクールカウンセラーなどの外部の専門家、児童相談所などの関係機関と連絡調整する。

オ 教職員の資質向上のための研修

年度始めの職員会議において、「学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。教育相談やアンケートの結果の集約、分析、対策の検討を行い対応に反映させる。

カ いじめ防止のための具体的な取組の計画、実施（PDCAサイクル）

キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

検証結果を元に、随時基本方針を見直す。

5 学校の役割と保護者への協力

(1) 学校の役割

学校は加害生徒に加害行為を認識させる。

(2) 教職員の役割

教職員はいじめを発見した場合等において組織的に対応する。

(3) 保護者への協力

入学式等の保護者説明会や学校通信等において、いじめ未然防止のための協力を依頼する。

6 具体的な取組、対応

(1) 未然防止

ア 日常の生活指導・観察

登下校指導、HR活動・授業における指導・観察、清掃指導、部活動指導等

イ 授業の充実

わかる授業の充実、自己肯定感の向上、授業規律、思考力・判断力の育成、道德教育・人権教育の推進、「心と体の成長」を図る保健指導に努める。

ウ 行事の充実

行事（学校内、学校外）やボランティア活動等を通して、集団への帰属感、社会性、自己有用感の育成、いじめの予防および防止の啓発に努める。

エ 教育相談の充実

HR担任による教育相談、スクールカウンセラーを通しての教育相談、情報収集に努める。

オ 生徒理解

子ども理解支援ツール「ほっと」の実施（年2回）、いじめ抑止のためのアンケートを実施する。

カ 情報モラル教育の充実、ネットパトロールの実施

適正なネット利用に関する教室の開催、全日制情報部と連携したネットパトロールの充実に努める。

キ 生徒会活動

生徒会を主体としたいじめ防止運動の計画、実施を行う。

ク 全校集会・学校通信・学校ホームページによる啓発

生徒・保護者・地域への情報発信によるいじめ防止の周知徹底に努める。

（2）早期発見

ア 日常生活指導・観察

生徒の学校生活での変化への気づき、情報共有（全教職員、全日制との連携）する。

イ いじめアンケート・いじめの通報

生徒からの情報提供に対する迅速な対応に努める。

ウ 情報共有

担任との面談、教科担任との面談等を通しての情報収集に努める。

エ 教育相談（カウンセリング）

（ア）スクールカウンセラーによる情報提供を行う。

（イ）教員による個別カウンセリングでの情報収集と相談しやすい環境の整備に努める。

オ 保護者との連携

家庭訪問、三者面談を通じた情報収集に努める。

カ 校内・校外巡視

（3）早期対応 ※【フローチャート1】

ア いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒に対する安全を確保する。

（ア）事実確認を行うための配慮（時間、場所など慎重に配慮する）に努める。

（イ）状況に応じ、登下校、清掃時間、放課後等において教職員が関われるように配慮する。

イ 事実確認及び情報共有

（ア）関係生徒から事実確認する。

（イ）聞き取り時には複数で対応し、記録を取る。

（ウ）面談を行う際は長時間にならないようにし、食事やトイレなどに配慮する。

（エ）事実確認の間は絶対に一人にしない。

(わ)保護者に説明し、引き渡しを行う。

(か)周囲の生徒及び保護者への事実確認を行う。

(き)管理職へ報告。管理職の指示のもとに、「いじめ対策委員会」において情報共有と原案作成を行う。

ウ 指導方針原案作成

(ア)いじめを受けた生徒への支援、保護者への情報提供と支援（被害者を守り通すという姿勢）に努める。

(イ)いじめを行った生徒への指導、保護者への助言（教育的配慮のもとで毅然とした姿勢）に努める。

(ウ)周囲の生徒への指導（いじめを見過ごさない、生み出さない集団作り）に努める。

(エ)関係機関との連携（教育委員会、警察、福祉機関、医療機関、スクールカウンセラー等）に努める。

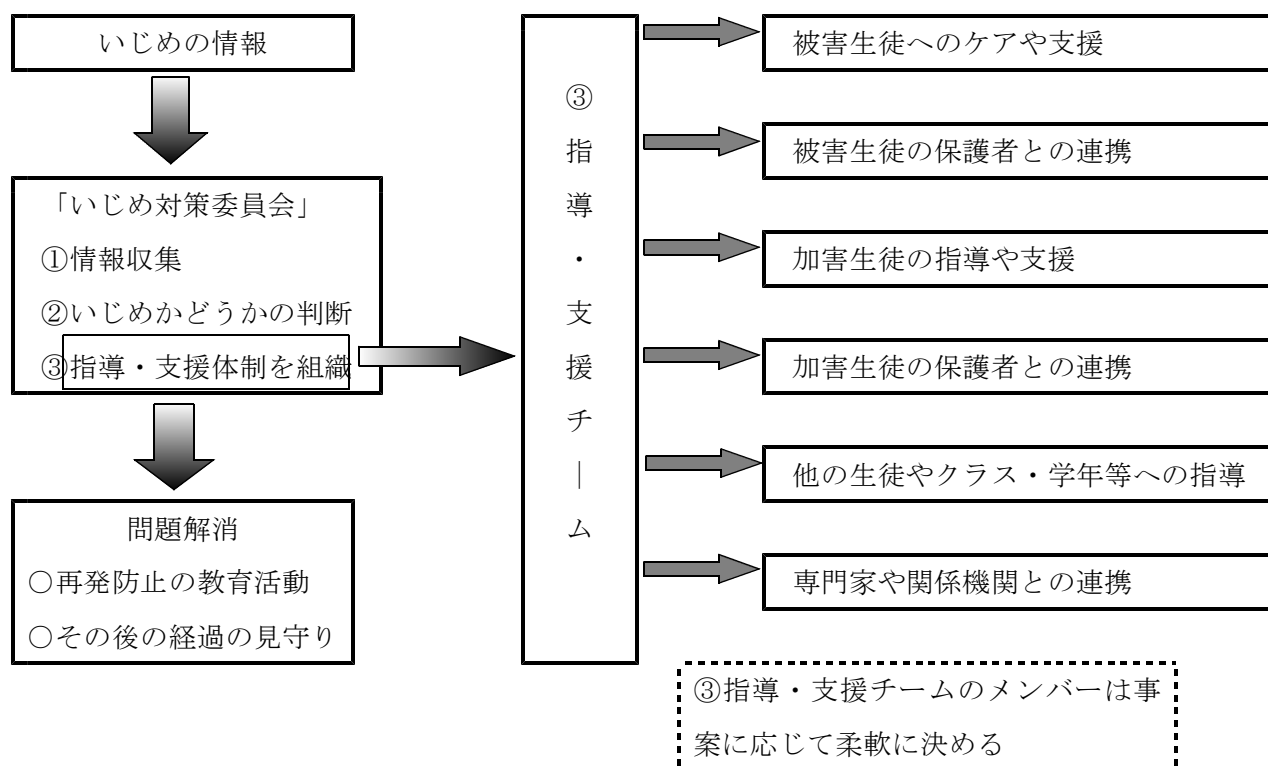
※【関係機関一覧参照】

(オ)事後指導、再発防止指導（継続観察および面談）に努める。

エ 職員会議において情報共有し、指導方針を決定する。

オ 全日制・定時制の連携に努める。

【フローチャート1】



【関係機関一覧】

関 係 機 関	連 絡 先	備 考
遠軽町教育委員会	0 1 5 8 - 4 2 - 2 1 9 1	スクールソーシャルワーカー
遠軽町移動教育相談室	0 1 5 8 - 4 2 - 9 5 0 0	コミュニティセンター2階
遠軽警察署	0 1 5 8 - 4 2 - 0 1 1 0	生活安全課
北見児童相談所	0 1 5 7 - 2 4 - 3 4 9 8	
パートナーティーチャー	0 1 5 8 - 4 6 - 2 1 7 1	特別支援が必要な生徒への対応
スクールカウンセラー	0 1 5 8 - 4 6 - 2 0 2 0	月1回の派遣、保護者相談も可
北海道立教育研究所	0 1 2 0 - 3 8 8 2 - 5 6	生命の危機に関する相談窓口

(4) いじめの「解消」の確認

いじめの「解消」については、次の2つの要件が満たされていること。

ア いじめに係る行為が止んでいること

(ア)被害生徒への心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間続いていること

(イ)期間は少なくとも3か月を目安とし、状況によっては長期間の期間を設定すること。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(ア)被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

(イ)被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

(ウ)被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。

(5) 重大事態への対応

ア 重大事態の定義

(ア)いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると、認められる場合。

(例)・生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

(イ)生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると、認められる場合。

※ 年間30日を目安とし、一定期間連続している場合も含む。

イ 重大事態への対処

(ア)重大事態と判断される場合には、北海道教育委員会に報告する。また適宜指導・支援を受け対応にあたる。

(イ)学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(ウ)調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

7 基本方針の点検・見直し（P D C A）

- （１）年度初めに生徒指導方針、いじめ防止基本方針を共通理解する。（P）
- （２）方針、計画に従い、いじめの未然防止や生徒の実態把握に努める。（D）
- （３）学校いじめ防止基本方針については、HPへ掲載し、入学式、PTA総会等で説明する。（D）
- （４）一年間の生徒指導体制やいじめ防止体制について教職員、生徒、保護者にアンケートを実施し振り返りをする。（C）
- （５）いじめアンケートの結果をまとめた資料や総括を職員全員で情報共有し、生徒の実態・現状を分析し働きかけに生かす。また、取り組みについても反省し、必要に応じて修正する。（C・A）
- （６）いじめに関する調査や学校自己評価、学校関係者評価を実施し、評価結果を踏まえた改善に取り組む（C・A）
- （７）一年間の取り組みを振り返り、基本方針や実施計画を見直し、修正を行う。（C）
- （８）新しい組織で生徒指導方針、いじめ基本方針を共通理解し、それに従い働きかけをする。（A）